



SINCE

2005.4.1



知財高裁 20周年を迎えて



知財高裁とは？

正式には「知的財産高等裁判所」といい、知的財産権に関する訴訟を専門的に扱う裁判所です。平成17年4月1日に、知的財産高等裁判所設置法に基づいて設置され、令和7年4月に設立20周年を迎えました。

令和4年10月に、東京・中目黒に移転し、「ビジネス・コート」の一翼を担っています。



知的財産権とは？

例えば、新薬を発明して、これをあらかじめ特許として登録してもらっておけば、この発明をライバル企業に勝手に使われた場合にその使用を止めさせ（差止め）、自分が被った損害分の金銭を払わせる（損害賠償）という法律上の保護を受けられます。これが特許制度であり、特許権は代表的な知的財産権です。

知的財産権には他に、音楽等の著作権、ブランド名等の商標権、デザインに関する意匠権、実用的な小発明に関する実用新案権等があります。

<https://www.ip.courts.go.jp/index.html>

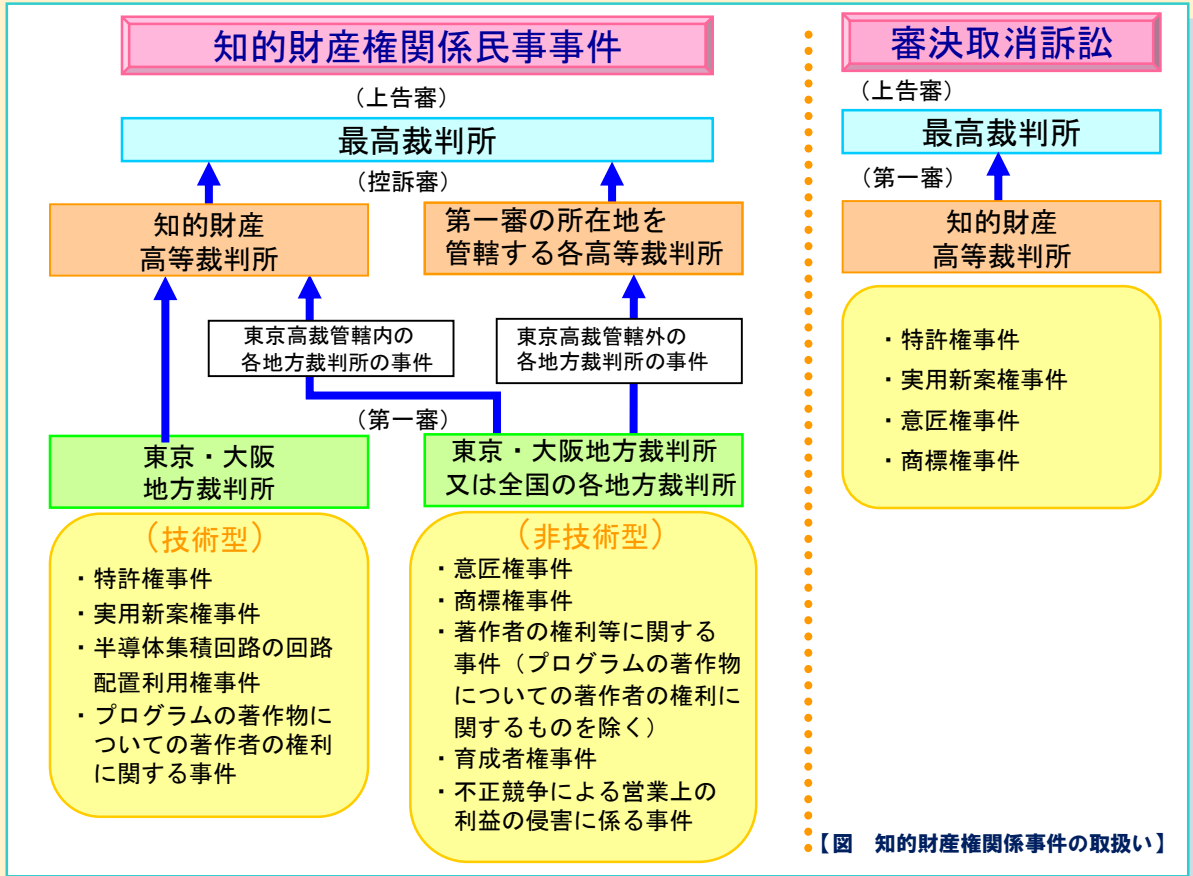


知財高裁ウェブサイト

知財高裁の役割

知的財産権に関する紛争の典型例は、特許権者が特許発明を勝手に使われたとして、その使用の差止めや損害賠償を求める民事訴訟ですが、知財高裁はその控訴審（第二審）となります。

図のとおり、特許権侵害訴訟等、とりわけ高度な専門的技術が関わることの多い類型の控訴事件は、全て知財高裁が取り扱います。また、審決取消訴訟の第一審は知財高裁で審理されます。



知財高裁では、適正で充実した審理を実現するための工夫を重ねており、判断の安定性や信頼性も高く評価されています。特に、事実上の判断の統一が要請される事件等では、5人の裁判官による合議体で審理判断される大合議制度が導入されており、現在までに16件の判断がされています。

また、令和3年の特許法改正では、第三者意見募集制度が新設されました。これにより、裁判所は、適正な判断を示すための資料を得るため、事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について広く一般の第三者から意見を集めることができるようになり、実務でも活用されています。

そして、知財高裁の判決は、ウェブサイトに掲載されています。

最近の取組の紹介

裁判手続のデジタル化の取組として、ウェブ会議を利用した争点整理手続、口頭弁論手続や民事裁判書類電子提出システム（通称：mints）を積極的に活用しています。

また、情報発信においても、最近は、ウェブサイトだけでなく、SNSも活用しています。



ビジネス・コート公式X

国際交流と国際的な情報発信の推進

発明や著作物などの知的財産権は国際的な性格を有しています。経済活動のグローバル化に伴い、知的財産権に関する紛争も国際化してきており、同種の法律問題が世界各地で判断されることもあります。そのような中、アジアなどの新興国を含め、他国の法制度を互いに理解し合うことの重要性も増しています。このような法的紛争及び法

制度のグ

ローバル化に対応するため、知財高裁では、外国との情報・意見交換を積極的に行うほか、日本の知的財産権関係訴訟や制度等について、広く世界に発信するなど国際交流に取り組んでいます。



国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024の開催

国際知財司法シンポジウム（JSIP）の開催



JSIPについて

日本の知的財産権関係訴訟に関する制度や運営の実情に関する情報を国内

外に発信するとともに、諸外国の情報をその国の実務家から直接得られる機会として、知財高裁は、最高裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催で、国際知財司法シンポジウム（JSIP）を開催しています。



国際知財司法シンポジウム（JSIP）2024裁判所パート-パネルディスカッション